

山形県公立学校における働き方改革【概要】

～令和2年度の重点取り組み～

働き方改革プランの基本方針と取り組み重点期間

基本方針^{※1}

月 45 時間、年 360 時間を超えない^{※2}

取り組み重点期間

第 I 期：令和 2 年度～令和 4 年度

※1 公立学校教員の在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情による場合は、1 か月あたり 100 時間未満とし、複数月平均で 80 時間、1 年間あたり 720 時間を超えず、また 45 時間を超える月は 6 月までとする

具体的目標

- 令和 4 年度末までに複数月平均の超過勤務時間^{※3} 80 時間を超える教員数 0 人を目指す
 - 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間^{※3} を前年度比 20%削減する
 - 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間^{※3} が 80 時間を超える教員数を前年度比 40%減とする

※3 在校等時間における超過勤務時間

令和2年度の重点取り組み

働き方改革プラン（第 I 期）に掲げている 10 本の柱（重点取り組み）に沿った改革を推進しながら、令和 2 年度の最重点課題として、以下の 5 項目に重点的に取り組むこととする

勤務時間に関する意識啓発と管理の徹底

- ☞ 教員一人一人の勤務時間管理に対する意識啓発と、管理職による教員一人一人の勤務時間の掌握の徹底に取り組む

教員が担うべき業務の明確化と適正化

- ☞ 「働き方改革の取り組み手引」を参考にしながら、教員の専門性を必要とする業務か否かを明確化し、学校や教員が担うべき業務について、適正化を図る

適切な部活動運営の推進

- ☞ 県教育委員会が策定した「部活動の在り方に関する方針」に準拠した適切な部活動運営に努め、教員の業務負担軽減に取り組む

教員の事務負担の軽減

- ☞ 人的支援の拡充、外部人材の積極的活用、校務分掌等の適切な配置、文書事務等の簡素化を図り、教員の事務負担軽減に取り組む

保護者・地域への周知と地域人材の活用

- ☞ 学校における働き方改革の推進について、保護者・地域に対する理解促進に取り組むとともに、地域人材との協働による学校運営の適切な在り方の検討・実践を進める